指定動物（サル）の輸入検疫要領

（平成２０年１０月７日付け２０動検第７３５号の別添１）
（一部改正：平成２４年６月２５日付け２４動検第２９２号）
（一部改正：平成２５年１０月４日付け２５動検第６７３号）
（一部改正：平成２６年１０月３日付け２６動検第６３３号）
最終改正：平成２８年９月２９日付け２８動検第５５３号

Ⅰ　趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）に基づくサルの輸入検疫は、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成１１年農水省令第８３号。以下「規則」という。）及び別に定めるほか、本要領の定めるところによる。

本要領は、サルの輸入にかかる検疫、検査及び防疫の実務を定めることにより、エボラ出血熱及びマールブルグ病を対象とする輸入検疫の円滑な遂行を図るとともに、あわせて、サルが媒介する感染症の適正な監視と衛生管理をもって、サルの取扱者の感染予防を図ることを目的とする。

なお、本要領における報告、届出、通知事項（Ⅲの２の（２）の輸入者への指示及び別紙３による委託場所管轄支所長の確認を除く。）については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、Ⅲの２の（１）及び（２）のウの動物検疫所への届出、３の申請、３の（２）及び4の（３）の指示並びに7の証明書の交付については、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成２５年１０月４日付け２５動検第６７３号）により実施することができる。

Ⅱ　略語及び用語の定義

１「共管省令」：法第５４条第１号の輸入禁止地域等を定める省令（平成１１年厚生・農林水産省令第２号）
２「検査指針」：サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査指針（平成１９年４月１６日付け１８動検第１３４７号）
３「指定要領」：農林水産大臣の「サルの検査場所」指定要領（平成１９年４月１６日付け１８動検第１３４７号）
４「防疫要領」：エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領（平成２０年１０月７日付け２０動検第７３５号）
５「講習会要領」：サルの取扱者に対する検疫・安全講習会開催要領（平成１９年４月１６日付け１８動検第１３４７号）
６「サル」：人を除く霊長目 Nonhuman primates
７「指定飼育施設」：共管省令第１条に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定する施設
８「輸入者」：サルを輸入しようとする者。指定飼育施設の代表者又は長（検査終了時点で指定見込みの者を含む。）若しくは指定飼育施設の代表者又は長から委任された者。

9「申請者」：サルの輸入検査申請をしようとする者。
10「届出書」：「指定動物の輸入に関する届出書（規則別記様式第１号）」
11 「出国検疫施設」：感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第４条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第２号に掲げる地域の項の下欄第１号及び第２号の農林水産大臣が指定する施設を定める件（平成２２年農水告示第７９３号）に掲げる施設又は規則第４条の表の輸入可能地域のうち第１号に掲げる地域の項の下欄第１号及び第２号の輸出国政府機関が指定する施設であり、輸出国におけるサルの係留検査が実施される施設
12 「支所（長）」：動物検疫所成田支所又は関西空港支所（長）
13 「係留担当支所(長)」：サルの係留検査を担当する支所（長）（支所の係留検査担当区域は別紙１のとおり。）
14「輸入港支所（長）」：輸入港到着時の検査を担当する支所（長）
15「係留担当課長」：係留担当支所のサルの係留検査を担当する課長
16「係留検査場所」：サルの係留検査を実施する場所。動検施設又は指定検査場所
17「動検施設」：支所の霊長類検疫施設
18「指定検査場所」：法第５５条第４項のただし書きに規定された農林水産大臣の指定する検査場所
19「輸入港の家畜防疫官」：輸入港の動物検疫所の家畜防疫官
20「手順書」：検疫要領の別紙２に規定するサルの検疫標準作業手順書
21「エボラ・マールブルグ」：エボラウイルス又はマールブルグウイルスによる熱性疾患あるいはその両方
22「特定症状」：生存中のサルにおいて、エボラ・マールブルグの精密検査を行う起点となる臨床症状を特定症状といい、食欲不振及び元気消失等の全身症状に加え、以下の３点を指標とする。生理的または物理的損傷による出血は含まない。
ア　黒色タール様便又は明らかな出血を伴う下痢
イ　天然孔からの出血
ウ　皮下又は粘膜下の点状～広範な出血
23 「管轄保健所長」：係留検査場所の所在地を管轄する保健所長
24「担当獣医師」：指定検査場所において係留中のサルの診療（診察、検査、治療）及び保健衛生指導を行い、家畜防疫官による検疫を補完する専任又は担当の獣医師
25「検査場所の指定を受けた者」：農林水産大臣から検査場所の指定を受けた（ている）者
26 「検疫責任者」：指定検査場所の検疫現場における管理責任者
27「同一ロットのサル」：出国検疫施設で同一検疫単位のサルとして係留検査されたサル、又は同一航空機で到着したサル。
28「同一検疫単位のサル」：物理的にまた飼育管理上、他のサルから隔離した状態で一定期間（通常３０日間）係留検査する一群のサル。原則、前室を個別に有する係留室を最小の単位とする。同一係留室には、同一ロットのサルのみを収容する。
29「係留室」：収容ケージを設置し、係留中のサルを収容する部屋
30「ロット番号」：検疫ロット毎に付与する電子情報処理組織登録上の１２桁の英数字。

31「検疫個体番号」：同一検疫単位のサルの個体の通し番号であり、電子情報処理組織上の検疫番号として用いる。
32「電子情報処理組織」：「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」に規定されるものをいう。
33「検疫業務従事者」：家畜防疫官、検疫責任者、担当獣医師及び飼育担当者
34 「輸送関係者」：空港内作業及び輸送に従事する者
35「検疫施設」：検疫区域及び検疫付帯区域からなる霊長類の検疫施設をいう。
36「検疫付帯区域」：検疫施設の出入口、機械管理室等を含む一般に更衣・消毒を要しない区域をいう。
37「検疫区域」：検疫区域更衣室、シャワー室、連絡通路（清浄・汚染廊下）、サルの係留室とこれに対する前室、解剖室、隔離室、サルの受入口、実験室等からなるサルの隔離区域をいう。更衣標準を規定する。
38「感染性物質の輸送規則」：WHOの感染性物質の輸送規則に関するガイダンス（Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances)
39「自主検査」：細菌性赤痢等のエボラ・マールブルグ以外の感染症の監視及び健康管理を目的とした検査
40「自主検査委託場所」：輸入検疫中のサルの自主検査を輸入者から委託を受けて実施できる機関又は場所
41「委託場所管轄支所（長)」：自主検査委託場所の所在地を管轄する支所（長）（管轄区域は指定要領の別紙１とする。)。
42「霊長類情報システム」：霊長類検疫情報システム（平成２２年１０月１８日付け２２動検第６７３号）

Ⅲ　輸入検疫の実務

目次

1　手順書の作成等
2　輸入に関する届出書の提出及びこれに対する指示
3　輸入検査の申請及び検査に必要な指示
4　輸入港到着時の検査
5　係留検査
6　精密検査
7　輸入検疫証明書の交付
8　検査に基づく措置
9　講習会の受講
10　輸入者の自主検査等への対応
11　結核又は細菌性赤痢確認時の措置

別紙１　支所が担当する検査場所の所在地の区域
別紙２　サルの検疫標準作業手順書について
別紙３　委託場所管轄支所長による自主検査委託場所の確認について

削除

別記様式第１号　指定動物（サル）の輸入手続委任状
〃　　２号　指定動物の輸入に関する変更届出書
〃　　３号　空港内作業計画書
〃　　４号　輸送計画書
〃　　５号　係留検査計画書
〃　　６号　輸入港到着時検査状況
〃　　７号　指定検査場所健康確認報告書
〃　　８号　輸入検疫中のサルの死亡又は特定症状確認報告書
〃　　９号　指定動物（サル）の輸入検疫終了通知
〃　　10号　自主検査計画書（承認願）
〃　　11号　自主検査結果報告書

１　手順書の作成等

（１）輸送手順書の作成

手順書で定める事項は別紙２の表のⅠ 輸送手順のとおりとする。輸入者、航空会社又は陸上輸送者が作成し、輸入港支所の確認を受けるとともに、輸出者、輸入者、航空会社、陸上輸送者など関係者に周知する。また、指定検査場所での係留を予定している場合は、動検施設への送致を指示された場合について記載する。

（２）係留手順書の作成

手順書で定める事項は別紙２の表のⅡ 係留手順のとおりとする。動検施設においては、係留担当支所が作成する。指定検査場所においては、検疫責任者が作成し、事前に係留担当支所に内容の確認を受ける。

（３）その他

輸入者は、(i) 共管省令に基づく輸入可能国、(ii) 農林水産大臣が指定する出国検疫施設、(iii) 日本向けに輸出されるサルの衛生条件及びこれを充足する輸出国政府機関の発行する証明書の添付、並びに他関係法令を充足する必要手続きを十分承知した上で、輸入予定のサルの出国検疫、輸送及び本邦到着後の係留検査場所を手配する。

２　輸入に関する届出書の提出及びこれに対する指示

（１）届出書の提出

ア　輸入者はサルが輸入港に到着する予定の日の７０日前から４０日前までの間に輸入港支所長に届出書を提出する。

なお、規則第２条ただし書きは、輸入者からの書面の提出により、特別な事情が確認できる場合に限り、適用する。

イ　輸入者が指定飼育施設の代表者又は長からサルの輸入手続を委任された者の場合は、届出書の提出にあわせて指定動物（サル）の輸入手続委任状（別記様式第１号）を提出する。

（２）輸入者への指示

ア　（１）の届出書を受理した輸入港支所長は、届出事項を検討の上、輸入して差

し支えないと判断した場合は、輸入者にロット番号を通知し、輸入の時期及び場所並びに輸入検疫における留意点等を書面で指示する。この場合、輸入検査を円滑に実施するため必要があると認めるときは、輸入者に輸入の時期又は場所の変更を指示する。なお、特別な飼養管理を要し、かつ人工繁殖（繁殖に供したサルを含む。）であることが確認できるサルについては法第55条第４項ただし書きの規定に基づき指定検査場所において係留検査が実施できる。

イ　アにより輸入者に指示した輸入港支所長は、その旨を動物検疫所長に報告する（輸入港支所と係留担当支所が異なる場合は、係留担当支所長に通知する（以下のエの場合も同じ））。

ウ　アによる届出事項に変更が生じた輸入者は、場合は、届出書を受理した輸入港支所長に「指定動物の輸入に関する変更届出書（別記様式第２号）」を提出する。

ただし、電子情報処理組織等を利用して届出が行われた場合、上記アの指示を受けるまでの間の届出事項の変更については、電子情報処理書式等を利用して変更情報を送信する。

なお、到着遅延が４０日を超える場合、輸入者は、再度、届出書を提出する。

エ　変更届出書を受理した輸入港支所長は、アに準じ検討し、輸入検査を円滑に実施するため必要があると認められるときは、輸入者に輸入の時期又は場所の変更を指示する（輸入港支所と係留担当支所が異なる場合は支所間で協議する。）。なお、係留検査場所の変更、輸入予定頭数の大幅な増加等の重大な変更がある場合は動物検疫所長に報告する。

3　輸入検査の申請及び検査に必要な指示

（1）輸入検査の計画と申請書類の提出

ア　サルの到着後、申請者は遅滞なく「輸入検査申請書（規則別記様式第２号）」を輸入港支所長に提出する。なお、輸入検査申請書類はロット毎に提出するとともに、個体識別番号、仕向先、仕出国等に関する情報を電子情報処理組織又はメール等により提出する。

申請者が指定飼育施設の代表者又は長からサルの輸入手続を委任された者の場合は、申請書の提出にあわせて「指定動物（サル）の輸入手続委任状（別記様式１号）」を提出する。ただし、２の（１）のイで既に提出している場合はその限りではない。

イ　輸入者は、アの申請書の提出に合わせ「空港内作業計画書（別記様式第３号）」、「輸送計画書（別記様式第４号）」を輸入港支所長に、「係留検査計画書（別記様式第５号）」を係留担当支所長に提出する。

ウ　輸入者は、サルの輸送形状を把握し、空港内作業を円滑に実施できる器具機材及び人員を確保する。また、空港内作業には輸入者自ら又はその責務を委任できる代理人が立会する。

エ　輸入者は空港内作業を計画する際、到着時の検査の結果、指定検査場所へのサルの送致が認められず動検施設へ送致する場合も想定し、係留施設への搬入責任者及び飼育担当者を予め指名し、上記計画書に明記する。

オ　輸入港支所長は、輸入検査を円滑に行う上で必要と判断した場合は、前記アの輸入検査申請書類をサルの到着に先立って提出させることができる。

（2）輸入検査の実施に必要な指示

ア　家畜防疫官は、輸入検査申請書類の内容を確認し、輸入者に輸送及び係留検査を円滑に行うために必要な事項を指示する。

イ　輸入港支所と係留担当支所が異なる場合、申請書を受理した輸入港支所長は係留担当支所長に対して、輸入検査申請書類及び輸送にかかる指示書の写しを送付する。ただし、電子情報処理組織等を利用して輸入検査申請した場合は、輸入検査申請書類等の送付は省略することができる。

4　輸入港到着時の検査

（1）臨機検査の実施

輸入港の家畜防疫官は、必要と認める場合は、到着時の検査に先立ち、航空機内で検査を行う。

（2）到着時検査の実施

輸入港の家畜防疫官は、サルについて、輸出国政府機関の発行する証明書及び輸送状況の確認を行うとともに、動検施設又はスポット等、輸入空港内の家畜防疫官が指定する場所で、健康状態を観察する。到着時に死亡あるいは瀕死のサルが確認された場合、家畜防疫官は発見時の収容状況を確認し、下記（3）に従い当該サルの動検施設への搬送を指示する。

（3）係留検査場所への送致

ア　輸入港の家畜防疫官は、係留検査場所への輸送に当たっては、輸入者に輸送に際しての遵守事項、経路等の必要事項を書面をもって指示する。また、係留検査場所への送致はサルを防疫上安全に輸送することができる専用の車両等により行わせる。

イ　輸入港の家畜防疫官は、到着時の検査においてサルが次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当すると判断したときは、原則として動検施設への送致を指示する。

（ア）死亡（瀕死を含む）又は特定症状が認められたとき

（イ）輸出国政府機関が発行する証明書の添付がないため、サルの個体確認、衛生条件の充足状況が確認できないとき

（ウ）その他輸入港の家畜防疫官が動検施設で係留検査を実施する必要があると認めたとき

ウ　上記イの（ア）の場合は、検査指針に従い検査を実施し、当該検査により陰性が確認又は物理的事故による死亡と判断された日、イの（イ）の場合は証明書の提出により当該個体が衛生条件を充足していることが確認できた日、イの（ウ）の場合はその必要性が認められなくなった日以降に指定検査場所への送致を認めることができる。なお、イの（ア）の場合で、死亡又は特定症状を呈した個体が10％に充たない場合は、検査結果を待たずに残りの個体は指定検査場所に送致することを認めることができる。

（4）検査結果の報告及び支所間の連絡

ア　輸入港の家畜防疫官は、輸入港到着時のサルの状況を「輸入港到着時検査状況（別記様式第６号）」によりとりまとめる。

イ　係留検査を担当する支所が異なる場合、輸入港支所長は、検査状況の写しを係留担当支所長に送付する。

電子情報処理組織等を利用してアの登録を行った場合は、検査状況の写しの送付は省略することができる。

5　係留検査

係留検査は、係留検査場所において、各々定める手順書に従って実施する。係留期間は 30 日間（サルが係留検査場所に到着した日及び係留検査場所から搬出される日を除く。）であるが、防疫上必要と判断された場合、必要な期間延長する。指定検査場所での係留検査は以下により実施する。

（１）指定検査場所到着時の検査

検疫責任者は、サルが指定検査場所に到着後、速やかに担当獣医師に到着頭数及び健康状態の確認を行わせるとともに、その結果を「指定検査場所健康確認報告書（別記様式第７号）」により係留担当支所長に報告する。なお、サルに死亡又は特定症状等の異常が認められた場合は、その他特記すべき事項の欄に、外貌所見及び推定される死因又は臨床症状を記載し、同一ロットのサルの異常所見の有無について追記する。

（２）係留検査の実施

ア　指定検査場所の飼育担当者は、係留期間中、毎日、個体毎に食欲、活力等の一般状態及び異常所見の有無等の健康状態の観察を行い、霊長類情報システムの飼育管理日誌の入力項目について飼育管理日誌に記録する。

イ　指定検査場所の飼育担当者は、飼育管理日誌を担当獣医師の確認を受けた上で、検疫責任者に提出するとともに、原則として、その日のうちに電子メールで係留担当支所に送付する。

ウ　検疫責任者は、担当獣医師に、係留期間中、健康状態について毎日の臨床観察を行わせ、報告を受けるほか、飼育担当者による飼育管理日誌の記入状況を確認させる。また、検収作業時及び死体検案時には、視診、触診、（生存個体は）聴診を行わせ、①体重、②栄養状態（被毛の状態、脱水の有無含む）、③天然孔、体表（粘膜、皮膚）における充・出血を含む異常所見の有無、及び④その他健康管理上参考となる所見について記録させる。

エ　担当獣医師は、毎日の臨床観察又は飼育管理日誌の確認を実施する。ただし、担当獣医師による毎日の臨床観察は、緊急連絡体制を整えた上で、充分な知識と経験を有する飼育担当者による観察に代替させることができる。

（３）死亡又は特定症状等の異常が認められた場合の対応

ア　指定検査場所の飼育担当者は、係留検査においてサルに死亡又は特定症状が認められた場合は、直ちに担当獣医師に連絡する。

イ　死体は、別紙２の表のⅡ 係留手順の５ 飼養管理手順に従い、家畜防疫官による指示があるまで適切に冷蔵保管する。特定症状を呈しているサルについては、隔離室又は係留室で厳重に隔離し、防疫要領の別紙２に従い防疫措置を実施する。

ウ　担当獣医師は飼育担当者からサルに死亡又は特定症状を認めた旨の報告があった場合は、直ちに当該サルの健康状態を確認（又は死体を検案）し、検疫責任者及び係留担当支所に緊急連絡する。

エ　検疫責任者は遅くとも翌日までに担当獣医師の所見を含む「輸入検疫中のサルの特定症状確認報告書（別記様式第８号）」を提出する。

（４）係留担当支所長の対応

ア　立入検査

係留検査における指定検査場所の家畜防疫官の立入検査は初回検査、臨時検査及び最終検査とする。ただし、サルの輸入港及び指定検査場所への到着時並びに係留検査中の臨床観察においてサルに死亡又は特定症状が認められない場合は、家畜防疫官による係留検査中の１回の立入検査にかえることができる。

（ア）初回検査

サルが検査場所に到着後、速やかに実施する。

（イ）臨時検査

（１）の検査又は係留検査中の臨床観察において、サルに死亡若しくは特定症状が確認された場合、感染症を疑い防疫上対応が必要な場合又はその他家畜防疫官が必要と認めた場合に実施する。特にサルに感染症が疑われる死亡が認められた旨又は特定症状が認められた旨の報告を受けた場合、係留担当支所長は検疫責任者及び担当獣医師と協議の上、隔離等の防疫措置を指示するとともに、家畜防疫官による立入検査を行い、必要な検査材料を採取させる。ただし、担当獣医師により感染症以外の死因が報告されるなど感染症以外の死因が考えられる場合は、担当獣医師に手順書に従い解剖を実施させ、剖検記録の提出及び検査材料の送付により、家畜防疫官の臨時検査を省略することができる。なお、剖検により、死因が物理的事故によるものと判断された場合は検査材料の採材を省略することができる。

（ウ）最終検査

原則として、係留検査期間が終了した日の翌日に実施する。

イ　立入検査は、検疫責任者又は担当獣医師の立会いの下で実施する。ただし、臨時検査等止むを得ない場合にあっては、これに準ずる者の立会の下で実施することができる。

立入検査においては、サルの臨床観察、飼育管理日誌等手順書で規定した記録の点検、検疫責任者及び担当獣医師からの聴き取り調査を行うとともに、動物検疫所からの指示事項や手順書の遵守状況を確認し、必要に応じ検査材料の採取を行う。

ウ　検疫責任者は、最終検査予定日に担当獣医師に個体毎の臨床観察を行わせ、その結果を前記（１）の到着時に提出した「指定検査場所健康確認報告書（別記様式第７号）」に追記させ、係留担当支所長に報告する。

6　精密検査

到着時又は係留検査において、サルに死亡又は特定症状が確認された場合は、別に定

める検査指針に従い、輸入港支所又は係留担当支所において、精密検査を実施する。検疫責任者又は担当獣医師は、手順書で定めた検査の検体及び家畜防疫官が必要と認めて指示する材料について、検疫が終了するまで処分せず、温度条件や標示を含め適切に保持されるよう管理し、家畜防疫官の指示に従いこれを検査材料として提供する。処分が必要な場合は、検査結果につき適切な記録を残し、家畜防疫官に提示し、了解を得た上で、滅菌又は焼却処分する。

7　輸入検疫証明書の交付

係留担当支所の家畜防疫官は、検査の結果、サルがエボラ・マールブルグにかかり、又はかかっている疑いがないと認めたときには、仕向先が指定飼育施設であることを確認した上で、輸入者に輸入検疫証明書を交付する。

また、係留担当支所長は、その旨を「指定動物（サル）の検疫終了通知（別記様式第９号)」により、管轄保健所長に通知する。

サルに死亡があった場合は、当該通知の記の１３の輸入検疫中の特記すべき事項にて、検疫個体番号、個体標識、検査方法・成績、所見及び死因を記載する。結核若しくは細菌性赤痢の発生又は陰性確認を要する検査所見が認められた場合は、これに準じた内容を記載する。

8　検査に基づく措置

（１）都道府県知事への通知

係留担当支所長は、輸入検査において、エボラ・マールブルグにかかり、又はかかっている疑いがあるサルを確認した場合、防疫要領に従いその旨を動物検疫所長に報告するとともに、保健所長を経由して都道府県知事に通知する。

（２）サルの隔離、消毒、安楽死処分等の措置

国立感染症研究所における確認検査でエボラ・マールブルグに感染していると診断されたサルについては、エボラ・マールブルグにかかっているサルとして法第５６条に基づき安楽死処分する。

エボラ・マールブルグにかかっているサルと同一ロットのサルは、エボラ・マールブルグにかかっている疑いのあるサルとして法第５６条に基づき隔離又は安楽死処分その他必要な措置をとる。

上記のサル、上記のサルと同一出国検疫施設由来のサル、又は上記のサルと同一係留検査場所のサルについての防疫措置は、防疫要領に従い実施する。

なお、サルの安楽死処分を実施するに当たっては、検疫業務従事者の安全対策及び感染症のまん延防止を優先して考慮するとともに、安楽死処分の決定に当たっては病勢、動物愛護及び種の稀少性の要因を総合的に勘案する。また、隔離しているサルを輸入者が安楽死処分する場合、家畜防疫官の承認及び指示を得て実施する。

（３）汚染が疑われる物品等の措置

当該サルを係留した施設、その他汚染が疑われる場所及び物品についての防疫措置は、防疫要領に従い実施する。

（４）動物検疫所長への報告

係留担当支所長は（2）及び（3）による防疫措置が完了した場合は、その旨を動物検疫所長に報告する。

9　講習会の受講

輸入サルを取扱う輸送関係者（航空貨物取扱者、航空会社、通関業者及び運送会社）及び検疫業務従事者（検疫責任者、担当獣医師及び飼育担当者）は、講習会要領に基づきサルの取扱者に対する講習会を受講する。

10　輸入者の自主検査等への対応

（1）検査計画書の提出

ア　輸入者又は検査場所の指定を受けた者が検疫中のサルについて自主検査等（投薬等の処置を含む。）を実施しようとする場合は、あらかじめ、その内容、方法、検査場所等を記した「自主検査計画書（承認願）（別記様式第 10 号）」を係留担当支所長に提出する。

イ　係留担当支所の家畜防疫官は、アの計画書の内容を検討し、サルの輸入検査に支障を生じないと判断した場合は、必要事項を指示した上で自主検査等を認める。

ウ　輸入者は、自主検査の承認を受けた後に自主検査の実施を依頼するものとし、承認が得られない場合は、これをしてはならない。

（2）検査実施機関

自主検査を実施できる機関又は自主検査委託場所は指定検査場所、自治体の登録を受けている衛生検査所又は別紙３により委託場所管轄支所長が確認した場所とする。

（3）検査材料の採材

検査材料の採材は、当該場所で作成した手順書（別紙２の表のⅡ 係留手順の６）に従って実施する。

（4）指定検査場所における検査の実施

指定検査場所における検査は、当該場所で作成した手順書に従って実施するものとし、手順書には、感染防御対策を考慮した検体の採取、運搬、保管、検査方法と判定基準、汚染物品の消毒・滅菌・廃棄に至る一連の作業、これら作業に従事した者及び作業内容を明記した記録、並びに記録の監査法を明記することとし、指定時に担当支所により手順書の確認を受ける。

（5）検査材料の送付

感染性物質の輸送規則に準じて包装・外部表示し、家畜防疫官又は検疫責任者若しくはこれらの者が選任した者が輸送（郵送・宅配便を含む。）する。輸送に当たっては、当該場所で作成した手順書（別紙２の表のⅡ 係留手順の９）を遵守し、検査を実施する場所へ迅速かつ確実に輸送できる手段を選択する。郵送する場合は内国郵便約款の第６条及び第９条に基づく表示等を行う。なお、検査の受託先に輸入検疫中のサルの検査材料である旨を明示する。

（6）検査結果の報告

ア　輸入者又は検査場所の指定を受けた者は自主検査の結果が判明し次第、速やかに輸入者及び係留担当支所長に報告する（自主検査結果報告書（別記様式第 11

号))。なお、自主検査結果報告書の提出は霊長類情報システムの精密検査結果記録に代えることができる。

イ　輸入者は、自主検査の結果に基づき、サルを安楽死、隔離、投薬等処置しようとする場合は、事前に係留担当支所の家畜防疫官の承認を得る。

11　結核又は細菌性赤痢確認時の措置

（1）法第１３条に基づく感染症の発生届

ア　係留中のサルについて結核若しくは細菌性赤痢にかかり、又はかかっている疑いがあると診断した獣医師（原則として動検施設においては係留担当課長、指定検査場所においては担当獣医師）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１３条第１項の規定に基づく届出の基準について」（平成１７年６月２０日付け健感発第０６２０００２号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき保健所長を経由して都道府県知事に感染症発生届により届け出る。

イ　届出を行った担当獣医師は、その写しを係留担当課長に送付するとともに、当該サルの処置、治療する場合には投薬と陰性確認検査予定を報告する。

ウ　係留担当課長は感染症発生届出の写しを感染症対策専門官に送付する。

（2）　隔離、消毒等の措置

家畜防疫官は、当該サルを係留した施設、その他汚染が疑われる場所及び物品について、隔離、消毒その他の防疫上必要な措置がなされているかを再確認する。

なお、輸入検疫証明書を交付し、上記（1）の感染症の陰性確認検査中のサルを指定飼育施設に送致するに当たっては、作業従事者にサルの適切な取扱いを指導するとともに、７に従い管轄保健所長に係留中の検査状況、その他必要な事項を通知する。

（別紙１）

支所が担当する検査場所の所在地の区域

担当支所	担　当　区　域
成田支所	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、山梨県、長野県
関西空港支所	富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（決裁委任事務処理基準の別紙５の第２項の支所長の権限区域と一致）

「サルの検疫標準作業手順書について」

表の内容が含まれるように手順書を作成する。作成に当たっては次の事項を考慮すること。

（１）標準作業手順書作成の目的

ア　各作業責任者の明確化

各作業の責任者を指名し、責任体制を明確にする。

イ　サルの個別管理及び作業者の健康管理について

（ア）サルは個体識別又はケージ単位の表示等を行い、検疫期間中ケージを移すことなく、取り違え及び交差汚染のないようにする方法の明記。

（イ）作業者が、動物の健康に悪影響を及ぼす疑いのある疾病に罹患している場合は、責任者に報告するとともに、その健康状態が改善されるまでは作業に従事してはならない体制の整備。

ウ　作業の順守状況の確認

作業の順守状況の確認は次の方法で行う。

（ア）検疫責任者は、定期的に作業が標準作業手順書どおり行われているか現場で確認する。

（イ）標準作業手順書どおりの作業が行われていることを確認できるように、作業結果の記録を残し、検疫責任者は記録を確認するとともに少なくとも５年間は保管する。

（ウ）検疫責任者は、作業者に対し作業、衛生管理に関する教育訓練を徹底する。

（２）防疫要領別紙の通常措置について

防疫要領の別紙２，３の通常措置は以下のとおりであるので、標準作業手順書に反映させること。

ア　検疫区域内への入場制限

入場者は、動物検疫所の講習会を受講し、かつ係留検査計画書（別記様式第５号）により届け出た担当者で、当日健康であると認定された者か、検疫責任者に許可された施設整備者に限る。これ以外の者が不定期に立ち入る場合、検疫責任者は作業に当たっての留意事項を十分説明し、動物検疫所の許可を受けた上で検疫施設の入場許可者立ち会いのもと入場させる。入場者は必ず記録し、許可者以外が入場できないような施設の構造とする。

イ　安全な作業手順の確保

（ア）検疫区域内での作業に応じた防護体制の確保

①　病原体拡散防止のため、原則として検疫区域外に出る場合は、シャワーを浴びる。

②　検疫区域内は施設専用の服靴及び靴下を着用する。

③　係留室内は、感染防止のため、施設専用着の上に、外装として長袖の防護服、防水エプロン、二重の防水手袋、長靴、頭巾、マスク並びに防護眼鏡又は防護面を着用する。サルを扱う場合は肘丈の防水手袋を着用する。

係留室に入退室する場合は、踏込み消毒槽で長靴を消毒し、同じ長靴を履いて他の係留室に入らない。係留室内の着衣は、必ず前室で脱衣後適切に消毒する。

④　係留室が複数ある場合は、各係留室間の交差汚染を防止するよう、外装の係留室専用着を全て各係留室の前室で着脱し、病原体散逸防止策を徹底する。

⑤　防護服等を再利用する場合は、脱衣後は次亜塩素酸ナトリウム消毒又は高圧蒸気滅菌等を実施した後に洗濯又は洗浄する。

（イ）エアロゾルの発生を防止した清掃方法及び作業の安全性の確保

係留室はエアロゾルの発生を最小限にするように、水道水の圧をあげない、又はモップ等で清拭する等で清掃する。

咬傷、汚染針・刃による事故がないような作業計画を立てる。事故が起こった時の対応策及び責任者を明確化する。

ウ　サルへの対応

（ア）検疫区域を設定する。区域外への検疫中のサルの持ち出し及び区域内に検疫対象ではないサルの持込を禁止する。

（イ）同一係留室には同一ロットのサルのみ収容し、その収容日を検疫起点（０日）とする。別便で到着した同一ロットのサルを同一検疫単位として扱う場合は、収容が完了した日を検疫起点とする。

（ウ）検疫区域内に持ち込む餌、物品の管理

① 餌、物品から感染症の病原体を持ち込まないように品質管理を行う。餌は、ロット管理を行い、細菌検査等の証明を定期的に取っておくこと。

② 病原体に汚染されるのを防止するため、餌、物品を床に直接置かない。

③ 飼料庫への餌の搬入、搬出記録及びサルへの給餌記録を取っておく。（餌のロット番号が分かるように）

（エ）係留室及びケージの清掃

① エアロゾルの発生を最小限に抑える方法で、毎日洗浄及び消毒する。通常は消毒は逆性石けん等で可とする。

② サルの搬出後は、ケージ、係留室を入念に洗浄し、消毒する。感染症の発生がなければ逆性石けん等の消毒薬を使用する。

感染症が認められた場合は、防疫要領に従う。

③ 清掃用具は、各係留室専用とし、使用しないときは床に直置きしない。

（オ）汚物の処理

① 汚水に流せない糞、残餌などの固形汚物は、二重密閉包装し、アルコール等で外装消毒した上で、高圧蒸気滅菌又は感染性廃棄物として焼却処分する。

② 輸送箱等の大型の廃棄物は、薬剤で消毒後、防水シート等で外装し、係留室又は検疫区域内保管係留室又は検疫区域内に保管する。家畜防疫官の許可を得たものは、高圧蒸気滅菌又は感染性廃棄物として焼却処分する。サルの検疫終了後、再利用する場合は洗浄した後、逆性石けん等で消毒後十分乾燥させて使用する。

③ 検疫区域外で焼却する場合は、密閉したまま、輸入者が選任した者が直接焼却場に運搬し、焼却を確認する。

（カ）サルの死体及びサル由来の検査材料の扱い

① サルの死体は、二重密閉包装し外装消毒の上、採材まで所定の場所で冷蔵保管する。

サル由来の検査材料は、同様に二重密閉包装、外装消毒の上、係留期間が終了するまで、検査に適した条件下で冷蔵又は冷凍保管する。ホルマリン固定材料は、室温で保管する。

② 材料採取後のサルの死体又は検査材料の残渣は、再度二重密閉包装し、高圧蒸気滅菌後焼却するか、検疫施設内焼却炉で密閉したまま焼却する。採材後の死体の滅菌又は焼却は家畜防疫官の許可を得てから行うこと。

③ 検疫区域外で焼却する場合は、必ず検疫区域内で高圧蒸気滅菌し、密閉したまま輸入者が選任した者が直接焼却場に運搬して焼却を確認する。外部委託する場合は、焼却が済んだことを示す証明書を取得する。

（キ）外部に検査を委託する場合の取扱い

① 外部検査委託機関は、指定検査場所、自治体の登録を受けている衛生検査所又は委託場所管轄所支所長が確認した場所とする。

② 輸入者は、検査受託先に輸入検疫中のサルの材料である旨を明示した上で検査依頼する。

③ 依頼者は、検査材料が安全に廃棄されることを受託の前に確認しておく。

表　サルの検疫標準作業手順書の記載事項※1

Ⅰ　輸送手順（輸入者、航空会社、陸上輸送者が該当部分を作成）
1　輸出国の陸上輸送及び航空機輸送確認手順 ：動物の隔離輸送（衛生条件の遵守）及び動物の輸送事故防止を目的として、輸入者が航空会社及び輸出者へ事前に確認しておくべき事項 ① 輸出者への確認 ・ 輸送箱の規格※注 ・ 輸出検疫証明書、記録簿の添付 ・ 輸送中（前）の給餌・給水法及び陸上輸送中の隔離、換気及び温度管理について ・ 寄港・積替の場合の隔離（感染防止）と証明書の取得法 ・ 輸送箱及びその搭載場所の他の動物、昆虫からの隔離及び清掃・消毒

②航空会社への確認
- 他の動物が混載されないこと
- 日本到着迄の輸送箱の隔離、空気供給（貨物室の換気及びパレットの積みつけ方法）及び温度管理（搭載待ち及び積み替え時の一時蔵置場所を含む）

※注　ＩＡＴＡ（International Air Transport Association）の動物規則及び国内他法令を遵守すること

2　航空機からの搬出手順
- 作業別に作業者の更衣及び作業者、作業場所の消毒方法を記載する
- 輸出検疫証明書、記録簿の確認及び立入検査調書の記載（航空会社）
- 動物の輸送機からの取り下ろし及び輸送車両への積み込み
- 特定症状確認時の対応

：空港内係留施設への収容、死体の荷分け時の作業者と責任者の明確化

3　陸上輸送手順
- 作業者の更衣・消毒方法（貨物室に入る場合の防具を含む）
- 輸送車の条件及び輸送中の注意事項

－　運転室から隔離された貨物室を有し、貨物室は独立した空調が可能で、容易に清掃・消毒できること
－　事故等があった場合の対処、連絡方法

Ⅱ　係留手順（検疫施設管理責任者が作成）

1　検疫施設の管理区域の設定と各管理区域への立入者の制限
- 検疫施設に管理区域（検疫付帯区域、検疫区域）を設定し、区域範囲を定義する
- 各管理区域への入退域手順（着衣標準を含む）及び立入者の記録の作成

2　検疫区域への物品の搬入・搬出手順
- 搬入・搬出物品の品名、搬出入日時等の記録の作成

3　検疫区域から排出される汚物の処理方法
- 排気、汚水、固形汚物、輸送箱の処理方法及び処理記録の作成

4　サルの搬入手順 ※2
- 入検前準備（消毒、防疫物品搬入等の実施及びその記録の作成）
- 輸送車からの取り下ろしから係留室に収容するまでの手順
- 検収時期と検収方法（個体識別番号の確認方法を必ず含めること）
- 係留担当支所への指定検査場所健康確認報告書送付手順

5　飼養管理手順 ※3
- 係留室内の温度、湿度、気流の方向（差圧）の確認及び記録
- 給餌、給水、清掃・消毒（糞便・残餌等の固形汚物処理を含む）法及び実施記録の作成
- 飼育担当者及び獣医師による健康観察法
- 死亡又は特定症状確認時の対応（動物検疫所への報告）
- その他の異常が認められたときの対応
- 死体の保管方法

6　生きたサルに実施する検査・採材・処置手順

注）作業毎に実施場所を特定し、手順を作成（作業記録の作成及び自主検査結果の報告）
- 検査・採材・処置する際の注意事項

－　咬傷、掻き傷防止対策、注射針等鋭利な器具の取り扱いを含める

7　検査室の使用手順及び外部への検査委託手順 ※4

注）他の指定検査場所から又は輸入者から検査を受託している場合は、別に検査受託手順を作成する。
- 検査の種類毎に手順を作成（検査実施記録の作成を含める）
- 実験操作に関するバイオハザード対策のための次の作業記録の作成を含める

－　検査器具・機器の使用、滅菌・洗浄方法
－　検査室の清掃方法
－　検査材料の保管・廃棄方法

8　結核又は細菌性赤痢発生時の対応

9　外部への検査委託及び材料の送付手順及び送付記録の作成及び保管
- 自主検査及び動物検疫所での検査のための検査材料の送付法を分けて記載

10　解剖及び解剖室の使用手順 ※5
- 次の事項のバイオハザード対策を含める
  - 解剖時の汚染防止
  - 器具・機器の使用、滅菌・洗浄方法及び実施記録の作成
  - 解剖室の消毒方法及び実施記録の作成

11　サルの搬出手順 ※6

12　エボラ出血熱又はマールブルグ病を疑うサル発見時の防疫手順
- 動物検疫所でのスクリーニング検査陽性であった段階
- エボラ・マールブルグが確定した段階

上記の段階別に、次の事項について作成
- 従事者の安全対策及び病原体拡散防止のための防疫用資材の確保と調達計画及び記録（種類と所要量、購入先と入手所要日数、初動時分を備蓄すること）
- 係留施設への入退室制限と作業者の更衣及び消毒の方法
- 施設、設備、物品の消毒の方法及び実施記録の作成
- サルへの対応（発症・死亡サル，同一検疫単位、ロット又は検疫区域のサルに分ける）
- 発症したサル及び感染した疑いのあるサルの隔離及び対応記録の作成
- サルの安楽死法と死体の処理法及び実施記録の作成
- 汚水・汚物の処理方法
- 類症鑑別検査及び自主検査の中断と外部委託先等への連絡体制
- 診断用検査材料（伝染性物質）の梱包・標識、輸送手順及び実施記録の作成
- 動物検疫所等への連絡・報告の方法（特定症状が認められた場合を含む）

13　事故時対応手順
- 暴露後処置：咬傷、掻き傷、汚染針穿刺後の処置、記録、報告
- 薬品（使用場所とケミカルハザード対処法）
- 火災
- 地震
- 停電

14　施設・設備の使用法及び保守点検とトラブル時の対応手順
- 必要な設備・機器について作成（例　ボイラー、オートクレーブ）
- 空調設備のフィルター点検・交換記録

15　検疫責任者の任務
- 作業手順の作成・維持
- 手順書に基づき作業を実施する者及び職責の範囲の規定及び作業者の記録
- 作業手順の遵守状況の確認（実施記録の確認）及び作業者への研修
- 施設内各所への立入記録及び各種作業の実施記録の確認及び保管方法
- 作業者及び関係機関との緊急連絡網の整備
- 作業者の健康状態の把握
- 家畜防疫官からの指導事項への対応及び対応状況の記録

16　作業者への研修
- 研修の対象者及び頻度の規定
- 研修内容及び研修受講者の理解度を測る方法を規定し、研修記録を作成する

注）※１　標準作業手順書の項目立ては必ずしも事項名どおりである必要はないが、この内容を含めること。
※２　作業者の着衣標準及び搬入終了後の消毒手順と記録の作成を含む。
※３　係留室への入退出手順（作業者の更衣・消毒の方法、入退出者の記録の作成）、係留室への物品の搬入・搬出及び廃棄物の搬出・処理手順と実施記録の作成を含めること。
※４　検査室への入退室手順（作業者の着衣標準・消毒法及び立入者の記録の作成）及び検査室への検査材料、物品の搬入・搬出手順と実施記録の作成を含めること。
※５　解剖室への入退室手順（作業者の着衣標準・消毒法及び立入者の記録の作成）及び解剖室への死体、物品の搬入・搬出（廃棄物処理）手順と実施記録の作成を含めること。
※６　作業者の着衣標準及び搬出終了後の係留室、搬出経路の消毒手順と記録の作成を含む。

別紙３

委託場所管轄支所長による自主検査委託場所の確認について

検疫要領のⅢの１０の（２）の委託場所管轄支所長による確認は、検体の受入れから廃棄に至るまでの管理及びサル由来材料を取り扱う検査室として必要な動物由来感染症の感染防御措置が、十分実施されていることを確認することとし、以下に定める手順により実施するものとする。

１　確認申請及び審査

（１）確認申請書の提出

輸入検疫中のサルの自主検査を受託しようとする機関は、輸入サルの自主検査を実施する３０日前までに「自主検査委託場所確認申請書」（（別紙３関連）様式第１号。以下「確認申請書」という。）及び添付書類一式を確認を受けようとする委託場所管轄支所長に提出する。なお、確認申請書の２の「受託する自主検査項目」は「自主検査委託場所の確認基準」（別紙Ａ）の４の（１）の検査案内書に記載されている検査項目に含まれているものでなければならない。

（２）審査

委託場所管轄支所長は、確認申請書を受理したときは家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。現地調査は、申請のあった機関における「自主検査委託場所の確認基準」の具備状況について確認する。

２　確認の通知

委託場所管轄支所長は、上記１の（２）の審査の結果、申請のあった機関が、検体の受入れから廃棄に至るまでの管理及びサル由来材料を取り扱う検査室として必要な動物由来感染症の感染防御措置について、「自主検査委託場所の確認基準」に適合していることを確認したときは、申請者に「自主検査委託場所の確認について」（（別紙３関連）様式第２号）により通知するとともに、その旨を動物検疫所長及び委託場所管轄支所長以外の成田支所長又は関西空港支所長（以下「関係支所長」という。）に報告する。

３　自主検査委託場所としての期間

１年間とする。

４　申請事項の変更

自主検査委託場所として確認を受けた機関（以下「確認機関」という。）は、確認申請書の申請事項の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく１に準じて、変更届出書を委託場所管轄支所長に届け出る。

５　自主検査委託場所の取消し又は効力の停止

委託場所管轄支所長は、確認機関が次のいずれかに該当することにより自主検査委託場所として適当でないと認めた場合は、自主検査委託場所を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止することができる。なお、この場合、その旨を動物検疫所長及び関係支所長に報告する。

（１）確認機関が「自主検査委託場所の確認基準」に合致しなくなった場合。

（２）確認機関が家畜防疫官の指示事項の遵守を怠った場合。

（３）その他の事由により、輸入検疫中のサルの自主検査の受託に支障があると認められる場合。

（４）確認機関から自主検査委託場所の取消しの要請があった場合。

（別紙３関連）様式１号

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　支所）長　殿

申請者住所　　（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

氏名　　印

自主検査委託場所確認申請書

「指定動物（サル）の輸入検疫要領」（平成２０年１０月７日付け２０動検第７３５号）の１０の（２）の規定に基づきサルの自主検査委託場所として、下記の場所を確認されたく関係書類を添えて申請します。

記

１　申請場所
（１）所在地
（２）場所名
（３）管理責任者氏名
（４）連絡先（ＴＥＬ及びＦＡＸ）
（５）確認を受けようとする検査施設（建物施設の名称）

２　受託する自主検査項目
（１）
（２）
（３）
（４）

３　添付資料
（１）申請場所の周辺図
（２）申請場所の全面図
（３）検査施設の見取図（平面図）
（４）検査案内書
（５）標準作業書

記入注意　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（別紙３関連）様式２号

平成　　年　　月　　日

殿

農林水産省動物検疫所（　　支所）長

自主検査委託場所の確認について

年　　月　　日付けで申請のあった自主検査委託場所確認申請については、下記の場所が、検体の受入れから廃棄に至るまでの管理及びサル由来材料を取り扱う検査室として必要な動物由来感染症の感染防御措置について、「自主検査委託場所の確認基準」に適合していることを確認した。なお、輸入検疫中のサルの自主検査を受託し実施する際には、下記指示事項を遵守の上、実施すること。

記

１　自主検査委託場所の名称

２　自主検査委託場所としての期間
平成　　年　　月　　日　～平成　　月　　日　まで

３　指示事項
・検査は、当該場所で作成した標準作業書に従って実施すること。
・自主検査の結果が判明し次第、検査結果を速やかに輸入者（検査依頼者）に報告すること。また、動物検疫所（　　支所）長に対し、毎月自主検査実施状況（検査依頼者ごとに、検査内容、検体の種類、検体数、検体の処理状況（廃棄方法を含む。））を報告すること。
・係留中の輸入サルにエボラ出血熱又はマールブルグ病を疑う兆候を確認したときは、「エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領」（平成２０年１０月７日付け２０動検第７３５号の別添２）に従い、動物検疫所からの検査の中止、検査済み残渣の高圧蒸気滅菌等の処置に係る指示を遵守すること。

４　その他

（別紙Ａ）

自主検査委託場所の確認基準

自主検査委託場所の確認基準は、検体の受入れから廃棄に至るまでの管理及びサル由来材料を取り扱う検査室として必要な動物由来感染症の感染防御措置を踏まえ以下のとおりとする。

１　基本的事項

（１）自主検査を受託し実施する機関（以下「実施機関」という。）は、検疫要領を十分理解していること。

（２）実施機関は、サルの感染症に関する十分な知識を有していること。

（３）実施機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）の他、廃棄物・排水関係法規等を遵守しなければならない。

２　管理組織の基準に関する事項

（１）管理責任者の配置が分かる組織配置に関する文書を有すること。

（２）実施機関の管理責任者は次の要件を満たす者であること。

ア　管理責任者は、当該実施機関の検査業務全般の管理を行うこと。ただし、管理業務に差し支えない範囲で検査業務を行うことができる。

イ　管理責任者は、獣医師又は医師であること。

ウ　管理責任者は、原則として３年以上の実務経験を有した者であること。

エ　管理責任者は、当該実施機関に常勤の者であって、他の獣医療機関、衛生検査所等に就業していないこと。

オ　管理責任者は、検査従事者に対して、動物由来感染症の感染防御に関する指導監督を行うこと。

（３）検査従事者の配置

ア　実施機関には検査従事者として２人以上の獣医師、医師又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）が含まれていること。

イ　検査従事者は管理責任者を兼任できる。

３　構造設備の基準に関する事項

（１）検査室は、検査室以外の場所から区別され、十分な照明及び換気がされるものであること。

（２）検査室は施錠可能で外部からの侵入を防げるものであること。

（３）微生物学的検査をする検査室は専用のものであり、かつ、他の検査室と明確に区別されていること。

（４）検査室は、防塵及び防虫のための設備を有すること。

（５）検査室は、廃水及び廃棄物の処理に要する設備を有すること。

（６）サル由来材料を取り扱う検査室には感染性廃棄物を処理するための高圧蒸気滅菌器

及びクラスⅡ生物学的安全キャビネットを有すること。
（7）各検査室には検査業務に従事する者等の消毒のための設備等を有すること。
（8）各検査室には専用白衣、専用履物等を着脱できる場所を設けること。

4　検査業務に関する事項
（1）検査案内書
ア　実施機関は、検査案内書を作成すること。検査案内書には受託している検査項目、感染防御対策を考慮した検体の容器及び検査材料の散逸を防止する運搬方法を記載すること。
イ　検査案内書には、委託元に緊急報告すべき検査項目の範囲が示されていること。これにより、検査の結果、検査を委託されたサルが感染症法第１３条に規定する感染症に感染している又は感染している疑いがあると判断された場合には、委託元に、速やかに報告すること。
ウ　検査案内書の内容は、委託元に周知徹底されていること。
（2）標準作業書
ア　実施機関は、検査受託に関して以下の項目を記載した標準作業書を作成すること。
（ア）検体の受付及び仕分けに当たっての確認事項
（イ）感染防御対策を考慮した検体の保管方法
（ウ）検査方法及び判定基準
（エ）検査材料の残渣又は汚染物品の消毒・滅菌・廃棄に至る一連の作業手順
（オ）作業に従事した者及び作業内容を明記した記録の作成手順
（カ）記録の監査手順
イ　上記標準作業書の作成に当たって以下について留意すること。
（ア）検体を適切に管理するための検体の受付及び仕分けに当たっての確認については受付検体数及び作業単位ごとに仕分けられた検体数の確認を励行し、誤りがないようにするものであること。確認する事項は、委託機関名、検査項目、検体数、検体の種類及び量、検体番号、検体の受領年月日、容器の破損の有無、仕分け先（保管室又は保管庫あるいは検査室）及び仕分け先までの移送における散逸の有無とする。
（イ）感染防御対策を考慮した検体の保管方法については、施錠付きの保管室又は保管庫（冷蔵庫又は冷凍庫等）に施錠して保管すること。
（ウ）検査の実施方法については、検査方法及び判定基準が示され、検査室への材料の持込み及び取扱いが適正に行われていること。
（エ）検査材料の残渣又は汚染物品の消毒・滅菌・廃棄に至る一連の作業手順については、検査終了後の検査材料の残渣は高圧蒸気滅菌（１２１℃１５分以上）で滅菌した後、廃棄し、検査材料により汚染した物品は、消毒又は滅菌した後、洗浄又は廃棄すること。
ウ　以下の作業日誌及び作業実施記録を作成すること。また、作業日誌及び実施記録は標準作業書の記入要領に従い作成され、少なくとも５年間保存されていること。
（ア）検体受付及び仕分け作業日誌
（イ）検査実施記録

（ウ）検査材料の保管・廃棄記録

エ　作業日誌及び作業実施記録の作成に当たって留意すべきこと。

（ア）検体受付及び仕分け作業日誌については、種類別受付検体数、総受付検体数、容器の破損の有無、仕分け先（保管室又は保管庫あるいは検査室）名、検査室作業者名及び作業年月日の記載欄が含まれていること。

（イ）検査実施記録については、検査の種類ごとに作成し、使用検査室名、検査検体数、使用した検査器具・機器名（器具の滅菌及び洗浄等の作業を含む。）、検査終了時の汚染場所等の消毒作業の有無、作業者名及び作業年月日の記載欄が含まれていること。

（ウ）検査材料の検査依頼書ごとに保管年月日、廃棄方法及び廃棄年月日の記載欄が含まれること。

（３）検査結果報告台帳の作成

ア　実施機関は、輸入サルの自主検査に関して委託元ごとに検査結果の写しを整理した検査結果報告台帳を作成すること。

イ　台帳は少なくとも５年間保存されていること。

５　職員の研修

（１）教育・研修担当部門、委員等が定められていること。

（２）研修計画を策定し、計画的・継続的に実施すること。

（３）新規に検査業務に従事する者については、業務開始前に動物由来感染症に関する事項及びバイオハザード対策に関する事項について十分な研修を実施すること。

（４）職員の研修記録を作成し、少なくとも５年間保存されていること。

別記様式第１号

平成　　年　　月　　日

殿
（輸入（届出）者※注１住所氏名を記載）

代表者又は長※注２
住所
氏名　　印

指定動物（サル）の輸入手続委任状

代表者又は長　　は、　　（輸入（届出）者を記載）　　に、　　年　　月　　日、　　国際空港に到着予定の　　（国名を記載）産　　サル、　　頭の輸入に関する手続を委任する。

記入注意
※注１）法人にあっては、名称及び代表者の氏名
注２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第１号の輸入禁止地域等を定める省令第１条に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定する施設の代表者又は長。法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名

別記様式第２号

指定動物の輸入に関する変更届出書

年　月　日

動物検疫所　　長殿

届出者住所氏名　　（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

印

Address and name of applicant

年　月　日付け（　　）で提出した指定動物（サル）の輸入に関する届出書を、下記のとおり変更したく届出ます。

変更理由			
	変更前		変更後
種類			
品種（学名）			
頭数			
区分 性別			
区分 年令別			
区分 用途別			
区分 生産地又は捕獲地別			
輸入の時期（到着予定年月日）			
輸入の場所			
仕向地			
荷受人往所氏名			
荷送人住所氏名			
搭載予定地及び搭載予定年月日			
搭載予定船舶（航空機）名			
その他参考となるべき事項			

記入上の注意

(1)　氏名を自署する場合によっては、押印を省略することができる。

(2)　変更前の欄には、記入すべき事項をすべて記入し変更後の欄には変更事項の該当個所のみを記入すること。

(3)　その他参考となるべき事項の欄には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成 11 年農水省令第 83 号）第４条の規定に基づき輸出国政府機関又は農林水産大臣が指定する施設の名称及び輸入検査予定場所、その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第３号

空　港　内　作　業　計　画　書

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　　殿

輸入者住所氏名　（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

平成　年　　月　　日　　便により　　空港に到着するサルの機外搬出作業等空港内作業を下記のとおり実施したいので承認願いたく届出いたします。

作業に当たっては、輸入者の責務において必要な器具機材及び人員を確保し、家畜防疫官の指示に従い、機外搬出･消毒等の作業を速やかに行うことを誓約します。

記

１　航空機から輸送車に搬入するまでの方法及び経路

航空機　→　→　→　→

→　→　→　→　輸送車

２　空港内作業者名簿（別様とすることも可とする）

業　　種	所属職名（緊急連絡先電話）	氏　　名	講習会受講年月日
機外搬出作業責任者			
通　関　業　者			
航　空　会　社			
車両搬入作業責任者			
輸入者又はその代理人			
送致先が動物検疫所係留施設に変更された場合の搬入責任者			
送致先が動物検疫所係留施設に変更された場合の飼育担当者			

別記様式第４号

輸　送　計　画　書

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　　殿

輸入者住所氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

平成　年　　月　　日　　便により　　空港に到着するサルを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 55 条第４項に規定する検査のため　　へ下記のとおり輸送したいので承認願いたく届出いたします。

なお、輸送に当たっては、指示事項を遵守し、事故のないように十分注意します。

記

輸送年月日				
輸送経路				
積載頭数				
自動車登録番号				
輸送車の概要	・　運転者と貨物室の隔離状況 ・　空調の有無 ・　外との隔離状況			
担当者	所属職名	緊急連絡先電話	氏　名	講習会受講年月日
運転者				
運搬者				
その他輸送にかかわる者				
輸送責任者				

別記様式第５号

係　留　検　査　計　画　書

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　　殿

輸入者住所氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

平成　　年　　月　　日より　　において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 55 条第４項に規定する検査を下記のとおり受けたいので承認願いたく届出いたします。

なお、係留期間中、家畜防疫官の指示事項を遵守し、逃亡及び事故がないように十分注意いたします。

記

検疫施設名称				
所在地				
担当	所属・職名	氏名	緊急連絡先電話	講習会受講年月日
検疫責任者				
担当獣医師 専従 □／委託 □				
担当	所属・職名	氏名	輸入サル以外の飼育の兼任の有無	講習会受講年月日
飼育担当者			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
自主検査計画の有無	有・無 （自主検査計画がある場合はその詳細を別記様式第１０号に記載し承認を得ること）			

注）継続指定の場合は専従の獣医師

別記様式第６号
平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長殿

動物検疫所（　　）支所長

輸入港到着時検査状況

このことについて、下記のとおり報告します。

記

指示書番号	検査日時	年　月　日　時　分～　時　分				
	検査対象動物				仕出国	
担当家畜防疫官名	種類	雄	雌	計	搭載地名	
					搭載年月日	
					到着日時	
					搭載機便名	
飛行機内搭載場所	総計				搭載機種	
	事前届出頭数				駐機場所	
	証明書記載頭数				輸入者	
	死亡サル頭数				取扱業者	
	死亡サルの処置				到着時検査場所	
					係留検査場所名	

到着時の状況		
延着	時　分	
輸送箱の破損	有　無	
汚物の漏出	有　無	
積載状況	良　不良	
到着時の健康状況		
同一ロットの分割先（検査場所名）		

発送予定日時	平成　年　月　日　時　分
指示事項	指示書参照

別記様式第７号

指定検査場所健康確認報告書（□到着時・□最終）

到着報告日：　　平成　　年　　月　　日
最終報告日：　　平成　　年　　月　　日

動物検疫所＿＿＿＿＿支所長　殿

指定検査場所検疫責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿空港から送致されたサルについて、担当獣医師から下記のとおり健康状態の確認を受けたので報告します。

記

1　到　着　時　の　状　況

検査場所名		指示書番号		検査場所到着日時	月　日　時　分

サルの種類	(1) 送 致 頭 数	(2) 死 亡 頭 数	(3) 係留開始頭数　(1)－(2)
	雄　雌　計	雄　雌　計	雄　雌　計
	雄　雌　計	雄　雌　計	雄　雌　計
総頭数	雄　雌　計	雄　雌　計	雄　雌　計
到着時の健康状態			
その他特記すべき事項			
担当獣医師名			印

2　最　終　確　認　時　の　状　況　　最終確認日：　月　日

サルの種類	(4) 係留中死亡頭数※	解放予定頭数　(3)－(4)	死亡個体の検査状況と死因
	雄　雌　計	雄　雌　計	
	雄　雌　計	雄　雌　計	
総頭数	雄　雌　計	雄　雌　計	

検疫個体番号	個体標識番号	罹患頭数	異常所見の種類、検査状況、措置と転帰
		雄　雌　計	
		雄　雌　計	
頭数		雄　雌　計	

係留中に感染症を疑う異常所見（特定症状を含む）を認めた場合は、その個体の措置及び転帰

最終確認時の健康状態	□特に異常を認めず □異常あり（　　）
係留中の健康状態に関する総括所見	
その他特記すべき事項	
担当獣医師名	印

別記様式第８号

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　殿

指定検査場所名
検疫責任者氏名
TEL：
FAX：
e-mail：

輸入検疫中のサルの死亡又は特定症状確認報告書

平成　　年　　月　　日に（　　）空港から送致されたサル（申請番号：　　）について、（　死亡　　特定症状　）が確認されましたので下記のとおり報告します。

記

1　死亡の状況又は臨床症状（個体毎に詳細に記載）
（１）係留室番号　　（２）検疫個体番号
（３）個体標識番号
（４）経過、死亡の状況又は臨床症状の詳細及びケージの位置

2　同一ロットのサルの申請番号、頭数及び健康状態

3　緊急連絡の状況
（１）緊急連絡月日

（２）緊急連絡を受けた係留担当支所担当者氏名

4　その他関連情報（別添：サルの概要）
　必要に応じて報告

（別記様式第８号の別添）

サルの概要（　　年　　月　　日現在）

１　輸入検疫の概要（ロット番号：　　申請番号：　　）
（１）輸出国
（２）出国検疫施設
（３）サルの種類、頭数
（４）搭載地、経由地、到着空港
（５）搭載便
（６）輸入者
（７）仕向地
（８）係留検査場所名及び住所、係留室番号
（９）施設収容日

２　死亡又は特定症状を認めたサルについて
（１）死亡したサル：　頭
　　（剖検所見：　　）
（２）特定症状を認めたサル：　頭
　　（具体的症状：　　）
（３）上記サルが飼育されている区域について

３　同一施設内でのサルの飼育状況について
（１）検疫施設内の他のロットのサル
　　頭　　健康状況：
（２）同一敷地内で飼育しているサル（国内で入手又は検疫が終了したサル）
　　頭　　健康状況：

４　自主検査について
（１）自主検査の実施状況（検査の種類、現在の実施状況）

（２）自主検査結果

（３）委託先検査機関（外部委託検査の場合）

別記様式第９号
平成　　年　　月　　日

（　　）保健所長　殿

農林水産省動物検疫所
（　成田・関西空港　）支所長

指定動物（サル）の輸入検疫終了通知

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 55 条に基づき、今般貴所管内、　　にて、下記のサルの輸入検疫を終了したので、通知します。

記

1　輸入者住所
　　氏名

2　仕出国
3　出国検疫施設名

4　サルの種類（学名）①　　②
5　用途 試験　若しくは　研究　又は　展示（該当する用途以外は削除）
6　入検頭数　①　　頭　②　　頭
7　死亡頭数　①　　頭　②　　頭
8　解放頭数　①　　頭　②　　頭
9　輸入検疫期間 平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで
10　輸入検疫証明書番号
11　解放年月日　平成　　年　　月　　日
12　仕向地（輸入サル飼育施設指定番号）
13 輸入検疫中の特記すべき事項（例　死亡動物の検査状況、異常所見の有無）

別記様式第１０号

自主検査等計画書（承認願）

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　　殿

輸入者住所氏名　（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

平成　　年　　月　　日より　　において係留検査を実施するサルについて、下記の計画に基づき自主検査又は処置を実施する予定です。承認願いたく届け出します。

記

検査項目(検査材料)又は処置	検査又は処置方法	採材又は処置年月日	係留検査場所名（指定番号）	外部委託の場合は、衛生検査所名及び住所又は指定検査場所名又は自主検査委託場所名	材料の送付方法
（　　）		年 月　　日			
（　　）		年 月　　日			
（　　）		年 月　　日			
（　　）		年 月　　日			
（　　）		年 月　　日			

注）記入しきれない場合は別葉に記載のこと

上記検査等について、承認します。

指示事項：

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所

家畜防疫官（　　）

別記様式第１１号

自主検査結果等報告書

平成　　年　　月　　日

動物検疫所（　　）支所長　　殿

輸入者住所氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名）

平成　　年　　月　　日付けで承認を受けて実施した係留中のサルの自主検査結果又は処置について下記のとおり報告します。

記

検査項目(検査材料)又は処置	検査又は処置方法	検査又は処置年月日	係留検査場所名	外部委託の場合は検査実施場所名	検査結果	検査結果に対する処置
（　　）		年 月　　日				
（　　）						
（　　）						
（　　）						
（　　）						

（注）記入しきれない場合は別葉に記載のこと。
また、家畜防疫官から指示があった場合、検査記録を提出すること。